

第24回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月28日(火)午後2時24分から午後2時54分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室

3. 出席委員 15人

会長職務代理者	11番	山本登
委員	2番	鬼塚秀明
	3番	鎌田直人
	4番	川崎伸弘
	5番	遠藤優一
	6番	福田稔
	7番	松尾貴子
	8番	藤田政揮
	9番	中川一弘
	10番	立石雄治
	12番	小田切英治
	13番	佐々木義彦
	14番	鈴木圭一
	15番	矢萩一毅
	16番	首藤勝広

4. 欠席委員 2人

会長	17番	山田健一
委員	1番	居内和則

5. 議事日程

報告第 1号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
議案第 1号	現況証明について
議案第 2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 6号	農地保有合理化学業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
協議案第1号	農地法第3条第2項第5号に規定する面積(下限面積)について

6. 議事録署名委員 13番 佐々木 義彦 14番 鈴木 圭一

7. 出席事務局職員

事務局長	川合正人
事務局次長	高畑公朋
事務局主査	竹岡亮
農地係主事	安藤愛子

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第24回総会を開催いたします。初めに、山本会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。
会長職務代理者	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行することとなりますが、本日は会長が欠席のため、網走市農業委員会会議規則第31条の規定により、会長職務代理者が議長となり、議事の進行をいたします。
議長	本日の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。なお、1番居内委員、17番山田委員から欠席の報告がありました。 本日の会議の議事録署名委員として、13番佐々木委員、14番鈴木委員の両委員を指名いたします。 それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局議長	(報告第1号の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) なければ、以上で報告を終わります。それでは、議案の審議に入ります。議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局議長	(議案第1号の朗読説明) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第3号の朗読説明) なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許

可となるものでございますが、別紙資料1の2～5ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号につきましては、農地法第5条の許可要件を満たす必要がございますが、申請と現地調査結果に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の7～8ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号については、農地法第5条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の9ページに記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第6号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第6号の朗読説明)

なお、議案第6号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきまして

は別紙資料1の9ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に協議案第1号「農地法第3条第2項第5号に規定する面積(下限面積)について」を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(協議案第1号の朗読説明)

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。協議案第1号については、原案どおり下限面積の変更を行わないことに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第24回総会を閉会いたします。